

北海道における農産物公営検査実施の 社会・経済的意義

榎

勇

- I はしがき
- II 北海道における農産物検査の沿革
 - 1 単位同業組合時代
 - 2 同業組合連合会時代
- III 道営検査実施の社会・経済的背景
 - 1 道産農産物の商品性の欠如
 - 2 取引額の増大と取引範囲の拡大
 - 3 農産物流通政策の展開
- IV 道営検査実施の取引面への影響
 - I 銘柄取引及び格付取引の一般化
 - 2 農産倉庫専売及び共同販売事業の発展
 - 3 銘柄取引における重積制の一般化
 - V 道営検査の実施と生産者・地主及び商人
 - 1 生産者
 - 2 地主
 - 3 商人
 - VI むすび

I は し が き

農産物検査の実施は、社会的、経済的にきわめて大きな意義を持つものであった。

まず検査は、きわめて大きな利益をもたらした。乾燥・精選など調整の度合や包装の如何を嚴重に検査し、その結果に基づいて格付を行なうことをその主要内容とする農産物検査の実施は、農産物の商品価値を高め、同時に取引を著しく合理化し、ひいては、農業技術の進歩、発展を促した。

しかし検査は、反対に、受検者を拘束し、大きな負担をもたらすものであり、また、そのため、検査の実施によ

つてもたらされた成果が、誰に帰属したか、ということ等々社会的・経済的に、きわめて重要な問題を惹起するところがあった。検査が、利害関係を一にする特定の団体などによって、自主的に行なわれる場合においても無論であるが、特に検査が公権力によって強制的に実施される時、このことは一段と重要な問題となった。

府県における農産物公営検査実施の社会・経済的意義に関しては、われわれは、すでに多くの優れた研究業績を持っている。そして府県における場合、一般的には、検査の実施によって農産物の商品価値は著しく高められ、取引もまた、著しく合理化されるところであったが、検査の推進者は地主と商人であり、そして、もたらされた成果の殆んどは地主と商人によって吸い取られ、売るものを持たなかった小作農や自小作農等の直接生産者にとっては、それは負担ばかりを増加せしめたものに過ぎなかった、と評価されていることは、先刻、周知のところである。⁽¹⁾

ところで一方、われわれの北海道における農産物検査実施の社会・経済的意義に関しては、いまなお、ほとんど何等の研究成果をも持合せていないのが現状である。しかしわれわれは、かといって、府県における一般的評価をそのまま北海道のそれとするわけにはいかないであろう。

北海道の農業の主要作物であった雑穀と府県農業の主要作物であった米穀とは、その社会的経済的性格において著しく異なるものであった。

まず第一に米穀は、日本人の主食であり、わが国農業における最も重要な商品作物であったのに対し、雑穀は主として副食物ないしはその原料となるものであって、わが国農業全体としてみた場合にはマイナーな作物でしかなく、

第二に米穀は、かつてわが国政治経済の基調をなしていたところの地主によってその大半は商品化されていたの

に対して、雑穀は、主として生産者自身によって商品化されており、

第三に、こうした両者の基本的性格の相違に基づいて、米穀は、常に政府の強い干渉のもとにあったのに対して、雑穀は、逆に、殆んど放任状態におかれていたのであり、

そして第四には、米穀は国内でその殆んどが必要され、外国産との競争関係は殆んどなかったのに対して、雑穀類は、あるものは輸出されて、海外市場において、あるものは国内市場においてさえ、外国産のものとの強い競争関係にたたされていたのである。府県における農産物公営検査実施の社会経済的意義の評価を、そのまま北海道に持込むことのできない所以である。

ところで、北海道において公営検査が実施されるに至ったのは一九一九年（大正八）四月一日からであり、ここにおいて従来全く手のつけられていなかった畑作農産物の生産検査が実施されることとなり、従来雑穀商組合によって実施されていた雑穀類の移輸出検査、農会によって行なわれていた米穀の生産検査は共に廃止され、以後はいずれも北海道庁によって施行されることとなったのであるが、こうした道営検査の実施は何に基づくものであり、またこのことは、社会・経済的に、どのような影響をもたらすものであったろうか。

なお、ここにおいて特にこのテーマを選んだのは、私のここ二三年來の研究課題である北海道産農産物の取引史の研究の一駒としてであるが、更に私は、北海道における農産物、すなわち畑作農産物における検査実施の、社会・経済的意義と、府県における農産物、すなわち米穀における検査実施のそれとを比較検討することは、わが国農業の展開構造を明らかにする上においても、きわめて重要なことではないかと考えるからである。

注（一） 小野武夫『農村史』五三二頁。

II 北海道における農産物検査の沿革

北海道における農産物検査の歴史は浅く、ようやく一九〇〇年（明治三三）に、日高国の様似村の農産物改良組合によって実施されたのを以って嚆矢とするが、その後、北海道庁によって統一検査が施行され、検査制度の一応の確立をみるまでの期間は、凡そ、二つの時期に区分できるようである。すなわち一つは単位農会あるいは単位農産商組合など単位団体によって、個々別々になされた時期であり、他は連合農会・連合農産商組合などの連合団体によって、かなり統一的になされた時期であるが、いま仮りに、それぞれに名称をつけて区分すると、(1)単位同業組合時代、(2)同業組合連合会時代である。

1 単位同業組合時代

すでに述べたように、北海道における農産物検査は、一九〇〇年（明治三三）に、日高国様似村において実施されたのを以って嚆矢とするといわれるが、以来、大正二年に北海道雜穀商同業組合連合会などによって統一検査が実施されるまでの期間に、検査を実施した団体とその検査の概要について述べると、それは次のごとくであった。

(4) 日高国様似村農産物改良組合等による検査

一九〇〇年（明治三三）に、北海道ではじめて、日高国様似村農産物改良組合によって農産物検査事業が開始されたが、つづいて一九〇九年（明治四二）には、同じ日高国浦河及び萩伏村の農会によっても開始された。様似村における場合は、最も古くからこれを実施したにもかかわらず検査が緩慢に流れ、みるべき成果はあげ得なかったが、

浦河・萩伏村の農会による検査は、厳正なる方法を定め、確實にこれを実行することに努めた結果、従来の弊風は著しく改善され、特に容量等は正確になり、大いに信用を博するに至ったといわれる。⁽²⁾

しかし、これらの検査については、資料不足のため、これ以上の考察は不可能であるが、ただここで、われわれの特に注目を要する点は、他の地方においては、未だ殆んど実施されていなかった当時、特に日高地方において、かなり積極的に、検査が実施されるに至っていた点についてである。

日高国は海岸に位し、運輸の便がよかったところから、北海道で最も早く商業的農業の展開したところの一つであるが、右の原因は、ただこの点にのみ求めらるべきではなく、当地方において、きわめて大きな影響力をもっていた赤心社農場との関連においても考えてみなければならないように思われる。

(四) 片栗粉同業組合による検査

片栗粉、すなわち馬鈴薯澱粉について検査を最初に実施したのは八雲片栗同業組合であり、それは一九〇五年（明治三八）八月であったが、一九一〇年（明治四三）には奈井江澱粉同業組合、一九一一年には真狩片栗同業組合が、そして一九一二年（大正元）には旭川澱粉同業組合及び天塩澱粉同業組合が設立され、設立と同時に検査事業を開始した。

しかし検査事業の内容等についての詳細は省略するが、澱粉検査の場合にはかなりの成果をあげたようである。すなわち検査施行前は澱粉の品質粗悪にして粗製のもの多く、市場においては「場違品」として取扱われていたが、検査実施後は、品質著しく改善され、その結果販売価格は昇騰し、販路も著しく拡大されるにいたった。因みに、千葉県産澱粉は、東京市場において、一九〇五年（明治三八）ごろには、北海道産のものより一箱につき五〇銭ない

し一円高く販売されていたが、一九〇五年から検査を実施した八雲産澱粉においては、その翌年には千葉県産のものと同じ価格で取引されるにいたり、一九〇七年には更にそれを凌駕し、また販路は著しく開け、従来、東京・大阪等の市場では、千葉産のものが唯一最高の良品とみられて絶対的優位を占めていたものが、実施後においては、逆に、北海道産のものが優位にたつにいたつたという。⁽³⁾

イ 帯広農産商組合による検査

一九〇九年（明治四二）ごろから「十勝大豆」が著しくその名声を失墜するところとなつたため、一九一一年（明治四四）の秋、帯広農産商組合は帯広駅に容量検査所を設置し、主として容量検査を開始したところ、その成績ややるべきものがあつたので、翌年からは十勝国内の停車場所在地二〇カ所に雑穀検査所を設け、雑穀の品質、調整、容量及び包装などについて検査を施行するところとなつた。

しかしてその結果、容量は正確となり、乾燥、調整など著しく改善され、従来、東京市場において、その価格常に満州産大豆の下位にあつたものが、一躍にしてその上位に立つにいたり、また販路も著しく拡大し、一九一三年（大正二）の秋には「十勝大豆」の声価は近年にない好評を博し、供給は需要に応ずること能わざるの状態を現出するにいたつたといふ。⁽⁴⁾

もっとも、検査はきわめて幼稚なもので、その検査規定が「帯広農産商組合容量検査規程」と名付けられていたことから明らかなように、本組合の検査の主眼は容量検査にあつた。

ロ 石狩国上川郡東旭川村における検査

一九一〇年（明治四三）に東旭川村農会において玄米検査を開始。これは北海道における米穀検査の嚆矢であつた。

が、殆んどみるべき成果をあげ得ず、数年を経ずして中止してしまった。

「単位同業組合時代」における検査の概要は以上の如くであったが、要するに、北海道における農産物検査は、明治末年にいたるもその実施範囲はきわめてせまく、また検査もきわめて幼稚なもので、加工製品である馬鈴薯澱粉と、豆作の中心地である帯広の農産物商組合の雑穀検査において、僅かに成果を取っていたに過ぎない段階にあったのである。

2 同業組合連合会時代

このように明治の末年にいたるも検査の施行範囲はきわめてせまく、また検査も幼稚なものでしかなかったが、しかしこの頃になると、より進んだ検査の実施は各方面、特に府県の雑穀商から強く要求されることとなり、大正年代に入ると、雑穀等畑作農産物については、北海道雑穀商同業組合連合会によって、米穀については、郡農会によって、つまり、連合組織体によって、かなり広範囲に亘って統一的な検査が実施されることとなった。

(イ) 北海道雑穀商同業組合連合会による検査

この連合会は、北海道産の雑穀および澱粉の検査施行を目的として、一九一三年（大正二）重要物産同業組合法（明治三三年発布）に基づいて設けられたものであるが、まず本会の設立のいきさつについてみると、それは概略次のごとくであった。

一九一一年（明治四四）二月、函館商業会議所会頭岡本忠蔵は、東京雑穀商同業組合長岩嶋清七および三井物産

株式会社小樽支店長小田柿捨次郎と共に、農産物検査は北海道農業の死活問題であるとして、石原北海道庁長官、浅羽・遠藤・高橋・東・白石の各代議士、それに三井物産株式会社重役山本太郎と東京において相会し、東京雑穀問屋から変質または腐敗した現品を提示して救済策を協議した。しかして、あるいは輸出検査を是とし、あるいは生産検査の施行を主張する等多くの意見や問題が出されたが、種々研究の結果、結局長官は、応急対策として、雑穀商に組合を組織せしめ、移輸出検査のみを施行せしめることに決し、ここに北海道雑穀商同業組合連合会が設立され、北海道庁令によって移輸出検査の施行方を委任され、移輸出検査を実施するところとなったのである。⁽³⁾

ところで、北海道雑穀商同業組合連合会の設立のいきさつ、すなわち同会による移輸出検査実施のいきさつについての概略は右のごとくであったが、ここで、われわれの特に注目しておかねばならない点は、右の移輸出検査の実施は、道内の雑穀商人によって積極的になされたものではなく、⁽⁴⁾府県の商人、特に三井物産等の大手商人の強力な働きかけによってなされたものであった、という点についてである。すでにみたように、これまでの北海道においては、ほとんどみるべき検査は実施されていなかった。それが、まがりなりにもせよ、一挙に全道に亘って、統一的な検査が実施されるにいたったのは、一にかかって、府県の手商人の圧力によるものであったのである。

(注) それどころか、道内の商人、特にこれによって直接的影響を受けることになる小樽等の移輸出商人は、大反対であったといわれる。⁽⁶⁾

この連合会によって実施された検査の内容についての詳細は省略するが、当初において受検を強制されることとなった農産物は、大豆・小豆・豌豆・菜豆・小麦・そば・なたね・亜麻種・苳の九種であり、検査事項は、(1)品質、(2)形状、(3)乾燥、(4)色沢、(5)調整、(6)包装、(7)容量、の七項目で、これらを総合して等級を付けることであつ

た。

本会による検査事業は、その後、運営面において、また検査内容において、かなりの変更が加えられたが、特記すべき点は、一九一五年（大正四）に、さきの九品目に加えて稲きび、えん麦、澱粉の三種についても検査が実施されるにいたったことと、一九一七年（大正六）には、移輸出検査に加えて「産地検査」が実施されるにいたったことおよび一九一六年（大正五）からは、全面的に、すなわち大豆・小豆においても重量制が採用されることとなった点についてである。

移輸出検査というのは、移輸出する農産物についてのみ、港湾、停車場その他枢要なる集散地または特に指定した場所において行ない、移輸出農産物取引上の円滑と声価の向上を図るために行なうもので、検査の開始された初期においては専らこの種の検査に限られていた。しかしこの検査は、生産者を除外し、商人のみを対象とするものであったため、生産物改良の根本にはふれ難く、検査の徹底を期するには不十分であるとして生産検査の実施が強く要求されることとなった。

生産検査は生産の改良を促す目的をもって行なわれるもので、農産物を生産者の手にある間に、その品質、調整その他必要事項を検査し、これに一定の等級付けをするものである。北海道雑穀商同業組合連合会においても、同会設立と同時に、すでにこのことについては協議しており、一九一四年（大正三）には、総会の決議をもって、生産検査調整委員会を設け、しばしば審議・調査を遂げ、北海道庁長官に対して、生産検査の官行方を建議してきた。しかし道庁においては、道庁若しくは道農会の事業として実施することは、経費並びに設備などの関係上、また検査の正確統一を期する上において、到底不可能であるとの理由により、結局、同連合会に対し、生産検査に類似し

た「産地検査」の施行方を委嘱し、一九一七年（大正六）から、これを実施せしめるところとなつた。

産地検査というのは、このように、実施困難な生産検査に代るものとして実施されることとなつたものであるが、これは、商人の購入したもので、移輸出を目的としないものに對しても、換言すれば、商人が営業目的で入手した農産物を産地から移動せしめる場合には、必らず受検せしめるというものであつた。

さて、雑穀商同業組合連合会による移輸出検査および産地検査実施のいきさつは以上のごとくであつたが、ともあれ本会による検査は、全道に亘つての統一の検査であつたため、かなりの成果は収めたようである。

一九一五年（大正四）に道庁が東京・横浜地方および大阪地方の業者について調査したところによると、そのいずれの地方においても評判はかなりよく、東京・横浜方面では「本道雑穀検査後等級の一定と偽装、容量等の統一せられたるは取引上従來の例に比し頗る便宜にかつ品質等の相違に関する紛争を減少せしめたる等その効果は著しく商品取引上に影響し府県雑穀問屋商の満足するところ」⁽⁷⁾

であり、また大阪方面でも

「検査の施行により雑穀類は何程の価格を昇騰せしめたるやは判明せざるも本道大豆のごとき検査前は満州産に比し常に低廉なる価格を保ちたるも近來満州産大豆の価格を凌駕するの狀態を來し彼此総合するに一石に對し五十錢内外は検査前に比し昇騰したるものと推察し得べし」⁽⁸⁾

という狀態であつた。

統一検査実施の結果、農産物の品質は著しく向上し、銘柄取引が進み、商人間での取引は著しく合理化されるところとなつたのである。

ただし銘柄取引の発達をみるに至ったのは商人間及び商人と消費者の間における取引のみであり、商人と生産者の間における取引においてもこれの発達をみるに至ったのは、一九二〇年（大正八）道庁による生産検査が実施されるに至ってからであった。

もとより、この検査はきわめて不完全なものであり、なお多くの問題を残していた。

「検査が各地により異なり等級の品質が相違をなすもの少なからず故に検査の統一を図るためこれら不同の原因を確め相当取締るの必要あり」⁽⁹⁾

と道庁の調査報告が指摘しているように、この検査が統一検査であったとはいえ、それは、まだまだ不完全なものでしかなかった。

しかし、この検査における、何よりも大きな問題は、生産検査に代るものとして、性格の曖昧な「産地検査」が実施されていたことであつた。「産地検査」が実施されるにいたつたのはすでに述べたように、諸般の事情から実施の困難であつた生産検査の穴を少しでもカバーしようとしてであり、そして、それがある程度の効果を挙げたのは否めない事実であつた。農家の調整、包装等に対する関心は急激に高まり、社会全体としてみた場合、その成果は著しいものがあつた。

しかし問題は、それが生産者の一方的な犠牲の上にもたらされたということにあつた。次の引用文は北海道農会が道庁に提出するための「雑穀生産検査実施建議案」を審議した際のH議員の発言の抜萃であるが、これによつても、生産者がいかに不利な立場におかれていたかは、一応知り得るであらう。

「今や雑穀検査は実施されつつあるも是れ商人の所持せるの素俵を検査するものにして農家の生産品を検査するものに

あらずしかるに産地検査の実況を見るに、雑穀商組合は農家の生産品も産地検査を受けざれば購入せずこれに違背するものは懲戒を受くるが如し去れば表、面商人に於て、二銭の受検手数料を支払ふも、實際は農家の負担となる割合なり。⁽¹⁰⁾（傍点引用者）

もっとも、これを契機として、生産者の団体である農会において生産検査の実施を望む声が急激に高められるにいたったことをも、成果とみなすならば、雑穀商同業組合連合会が実施した「産地検査」に対する生産者側からの評価も、また改められるべきであるかも知れない。雑穀商同業組合による「産地検査」の実施を契機に、農会の関心は「生産検査の実施」ということに集中せしめられた感がある。⁽¹¹⁾

(四) 郡農会による米穀検査

北海道における米穀検査の歴史は畑作農産物のそれよりさらに浅く、すでにみたように、一九〇七年（明治四〇）頃、石狩国上川郡東旭川村において検査を施行したことをもって嚆矢とするが、この場合、殆んど注目すべき成果をあげ得ずして中絶しており、やはり見るべき成果を収めるにいたったのは、一九一四年（大正三）一月に石狩国雨竜郡秩父別村農会においてであった。しかし、その後は各地において実施されるようになり、雑穀について「産地検査」が実施されるにいたった一九一七年（大正六）四月一日からは、主要米作地帯の郡農会において、郡を地域とするかなり統一的な生産検査が実施されることとなった。

産米検査の問題が、北海道において農政の日程にのぼせられるにいたったのは、北海道の産米が商品としての「体」をなしていなかったことによるのはもちろんであるが、この頃から急激に造田熱が高まり、米が重要な商品農産物として登場するにいたったこともまた重要な要因であった。因みに、米穀生産高の推移についてみると、一八九七年（明治三〇）において四万八六六石であったものが、一〇年後の一九〇七年には三六万四六一石となり、さ

らに一九一六年（大正五）には八六万二千九七一石となって、その増加は誠に著しいものがあつた。

こうした米作の著しい進展に伴い道庁は、米作に対して強い関心を示し、一九一六年（大正五）一二月、北海道農會に対し、統一検査の実施方について諮問し、次で主要米作地帯の郡農會長を召集して意見を聴取し、翌年三月には庁令をもって産米検査規則を發布して郡農會をして産米の生産検査を施行せしめることになったのである。

施行区域は、当分、空知・上川両郡農會区域に限り、漸次他地方に及ぼす方針をとったが、翌大正七年には、札幌郡農會においても同規則に基づいて検査を実施するところとなった。

ところで、郡農會による産米検査の成果その他についての考察は省略するが、ここで、われわれのとくに注目しておきたい点は、雑穀については、すでにみたように、移輸出検査しか行なわれない段階にあつたのに、米穀については、それがきわめて幼稚なものであつたにせよ、生産検査が実施されるにいたつたという点についてである。

しからば、米穀について農會による生産検査が実施され、雑穀についてそれが実施されなかつたのは、何に基づくものであつたらうか。もちろん、その理由としては、多くの点をあげねばならないであらう。

すなわち、(1) 雑穀の場合には種類が多く、したがって検査が複雑となり高度の検査技術を要したこと、(2) 雑穀地帯（畑作地帯）では米作地帯に比べて人口密度が低く、したがって検査に多くの費用を要したこと、(3) 特に雑穀地帯は開拓後日なお浅く、強力な団体を組織することは困難であつたことなど、技術的にも、また社会・経済的にも、生産者の団体である農會をもってしては、雑穀の検査は、とても至難なことであつたことなどその最も重要な点であつた。

しかし、右以外の理由としてわれわれの、最も注目を要する点は、多分に地主的性格をもっていた農会が、その利害関係の少ない雑穀に対しては、積極的な関心を示さなかった、ということである。畑作の場合、小作料の納入は、一般に金銭をもつてされ、⁽¹²⁾雑穀などの畑作物を直接販売したのは米穀の場合と異なり、小作農など主として生産者であつて、その販売問題は地主にとって直接の利害関係はほとんどなく、したがつて検査に対する地主の関心は消極的たゞざるを得なかつたのであるが、何事も農場（地主）を中心に行なわれていた当時の北海道の農村社会で、地主が積極的でなかつたということは、検査の実施にあたつて、蓋しそれは、致命的なことであつたのである（なお、この点については第五章第二節を参照されたい）。

注(1) 北海道庁『産業調査報告書』第九卷六七頁。

(2) 右同八五頁。

(3) 多田純二『北海道農産物検査要義』四一頁。

(4) 前掲『産業調査報告書』八五頁。

(5) 『殖民公報』七三九二頁及び多田前掲書一一一頁。

(6) 北海道議会议務局編『北海道議会议史』第二卷四九九頁。

(7) 『殖民公報』第八五号三二頁。

(8) 『殖民公報』第八六号四七頁。

(9) 右同。

(10) 『北海道農会報』第一七卷第一二号。

(11) 因みに、農会の機関誌である『北海道農会報』をみると、かつては殆んどみられなかつた検査関係の記事が「産地検査」実施を契機に連続して掲載されるに至つてゐる。

(12) この事実を数字を以て示すことはできないが、一九二一年（大正一〇）に行なわれた府県別小作慣行調査の報告書に

よつても、それは証明されるであらう。

「水田小作ハ概シテ物納多ク畑小作、金納ヲ以テ普通トス

畑小作ノ物納ハ多ク大豆ニシテ稀ニ燕麦（空知ノ一農場）ヲ以テ小作料トナス而シテ畑小作ニシテ物納行ハレラルハ檜山、河西、釧路ノ三支庁ニシテ其他ハ何レモ金納ナリ：」。〔土屋喬雄編『大正十年府県別小作慣行調査集成 下』九七二頁。

III 道営検査実施の社会・経済的背景

以上のように、大正年代に入ると、北海道における農産物検査事業も画期的な進展を遂げたが、しかしなお十分でなかったので、一九一八年（大正七）、北海道庁は検査公営の計画をたて、これを北海道会に付議して決定し、いよいよその翌年の大正八年四月一日からそれを実施することとなった。しかし道営検査実施の最大の目的は、従来においては実施の困難であつた雑穀の生産検査を徹底的に実施し、雑穀商同業組合や農会によって別々に行なわれていた検査を統一的に施行して、検査をして、さらに權威あるものたらしめようとすることにあつたが、北海道農産物検査規則の施行によって北海道産農産物（玄米・大豆・小豆・大麦・小麦・裸麦・豌豆・菜豆・蕎麦・苳・燕麦・黍・玉蜀黍・胚麻種子・藁苔・濃粉）は、特定の場合を除き、検査を受けたものでなければ授受（売買・譲渡・交換・弁済・貸借・担保及寄託等のための受渡）、輸送（停車場、港湾又は市場に搬出しおよび汽車もしくは船舶をもって運搬するを言う）、移出または輸出することはできなくなつた。

ところで、このように徹底した検査の実施は、なお開拓途上にあつた北海道の農村社会にとっては、まさに革命的なことであり、また北海道の政治・経済の上に大きな発言力をもっていた商人にも大きな影響を及ぼすものであり、そしてさらに、道財政・道行政の上においても重大な影響を及ぼすものであつたのであるが、これをこのように急

激に実施せしめた背景は何であつたであらうか。

北海道における検査制度の確立は、府県におけるそれに比べると、まさに急激に、であつた。すなわち、府県における農産物の検査制度の確立過程についてみると、公営検査が実施され、生産・移輸出両検査が、府県当局によって統一的に実施されるに至つたのは、なるほど道営検査が実施されたのとほぼ同時代であつたが、しかしそれまでに長い前史があつた。徳川時代における貢米検査は別としても、明治三十年代に入ると、多くの府県においてはすでに、生産検査は農会によって、移輸出検査は商人の組合である同業組合によって実施されており、生産・移輸出両検査が統一的行なわれてはいなかつたにしても、それなりに、ほぼ確立していたのである。

ところが、北海道におけるそれは、すでにみたように、移輸出検査においてすら実施されるようになってから、いまだ数年しか経ていなかつたし、生産検査にいたつては、限られた地方の米について、わずかに二年を経ていたにすぎず、最も重要な商品農産物であつた雑穀類においては、まったく手をつけていない段階にあつたのである。換言すれば、北海道における場合（正確には畑作農産物の場合、というべきであるが）には、府県（正確には米）にみられたような、農会による生産検査の段階を経ずして、一挙に、道営検査の段階に達しているのである。

まず「北海道産農産物検査規則」の施行に先立って出された道庁の告諭（大正八年三月二二日告諭第三号）によって、その一般的背景についてみておこう。

「顧フニ本道開拓ノ進捗ハ逐年農産物ノ生産ヲ増加シ密ニ之ヲ道内一般ノ需要ニ供スルノミナラス更ニ進ミテ之ヲ道外ニ移輸出スルニ伴ヒ競争場裡優勝ノ地位ヲ占ムルノ必要ヲ来スト共ニ品質包装等ノ改善ヲ図ルノ益緊切ナルヲ認ムルニ至リ茲ニ当業者ノ自覺ト時勢ノ趨向ニ際シ去ル大正二年雜穀検査ニ関スル庁令ヲ發布シテ之カ移輸出検査ヲ実施スルニ至レリ然ルニ本道ハ地域広潤農耕ノ業全道ニ亘リテ分布極メテ広ク且ツ農産物ノ種類頗ル多クシテ産額亦大ナリ故ニ検査事業ノ如キハ有力

ニシテ權威アル団体ヲシテ之ニ當ラシムルニアラサレハ以テ検査ノ嚴正的確ヲ期シ其ノ実益ヲ收メ難キヲ以テ當時既ニ地方費事業トシテ之ヲ行フコトヲ最も適切ナリトスルノ議アリシト雖モ地方費財政状態未タ之カ實施ヲ許ササルノ事情アリシヲ以テ茲ニ當業者ノ団体タル連合会ノ組織ニヨリ此ノ事業ヲ行フニ至リシモノニシテ道營検査ノ施行ハ実ニ其ノ當時ニ胚胎セルナリ而シテ検査ノ目的ハ生産品ノ改良發達ヲ主トスルヲ以テ生産者ニ接洽シテ直接其ノ自覺ヲ促スニアラサレハ真ニ根本的ノ改善ヲ企圖スルコト能ハス是レ最先ニ生産検査ノ實施ヲ必要トスル所以ニシテ極メテ緊切ノ要務ナリトス此ノ故ニ爾來生産検査ノ實施ニ關シ講究ノ歩ヲ進メタルモ全道ニ亘リ各種ノ農畜物ニ就キ之ヲ行フ適當ノ機關ナク而モ一面ニ於テハ曠日續久之カ實施ヲ遷延スルヲ許ササルモノアリ且ツ生産検査ハ移輸出検査ト併セ行フヲ各般ノ点ヨリシテ最も便益ト認メタリシヲ以テ大正六年産地検査ト称スル一方法ヲ採用シテ之ヲ併セ行ハシムルト共ニ同年産米検査規則ヲ發布シ主要米産地タル郡農会ヲシテ産米検査ヲ行ハシムルニ至レリ然レトモ素ト産地検査ハ商人ノ手ニ存在スルモノニシテ移輸出ヲ目的トセサル營業品ニ就キ検査ヲ行フモノナルカ故ニ未タ以テ真ニ生産者ノ自覺ヲ促スニ足ラス之ヲ実績ニ徴スルモ頗ル不徹底ノモノタルヲ免レサルト共ニ一面一般ノ趨向ハ純然タル生産検査ノ實施ヲ促シテ惣マサルノ情勢ニ在ルヲ以テ当庁ハ慎重熟慮ノ結果茲ニ方法ヲ案シ計画ヲ樹テ検査収支予算ヲ道会ニ提案シ其ノ議決ヲ經テ大正八年度ヨリ本道地方費事業トシテ生産検査ト共ニ移輸出検査ヲモ併セ行フコトトナセリ……

今や世界的戦局終熄シテ和議成ラムトシ我邦五大強國ノ班ニ列シテ方ニ講和會議ニ蒞ミツツアリ此戦勝ノ余榮ヲシテ長ヘニ光輝アラシメ戦後列強ト比肩シテ極道帝國ノ聲威ヲ海外ニ發揚セシムルハ実ニ吾人國民ノ責務ナリトス而モ各國ハ今や競フテ其ノ經濟力ノ回復ヲ圖ラントシツツアルヲ以テ真ニ内外ノ市場ニ其ノ実力ト真価ヲ争フノ秋ニ会セリ當業者宜シク時勢ノ趨ク所ニ察シ今次施行スル検査事業ノ如キモ上來述ヘ來リタル所ニ依リ克ク其ノ趣旨ノ存スル所ヲ了解シ生産者ハ居常意ヲ品種ノ改善及耕種肥培ノ合理的研究ニ用フルハ勿論乾燥調整及俵装ノ改良ニ力ヲ致シ地主ハ益々小作人ヲ緩撫愛護シテ之カ誘掖善導ニ努メ以テ將來永ク相互ノ円滑親善ヲ保チ商家ハ誠実誠意ヲ以テ益々取引ノ円滑ト販路ノ拡張ヲ圖リ農會組合其ノ他ノ実業団体

ハ互ニ連絡シテ其助ヲ為ス等官民一致相結合シ以テ円満確實ニ所期ノ目的ヲ遂行シ其ノ実績ヲ挙示スルニ努メラルヘシ」
 しかして右の告諭の限りでは、道営検査が実施されるにいたったのは、北海道の商業的農業は急速に発展し、特に欧州大戦後においては、国際場裡において激烈な競争關係に立たされんとしており、それにうち勝つためには徹底した検査の実施が強く望まれるにいたっているにもかかわらず、その社会・経済的特殊事情から、民間にはその衝にあたる適当な機関がなく、諸般の要求に応ずるためには、道営検査の実施以外に、方途がなかったからのであるが、しかしここで、さらに立入って、その具体的事情について明らかにしておこう。

1 道産農産物の商品性⁽⁵⁾の欠如

このように徹底した検査を実施せしめるにいたったまず第一の理由は、北海道産農産物が近代的商品としての条件を具備していないことであつた。すなわち『北海道農産物検査要義⁽⁴⁾』によると、それは次のように全く酷い状態であつた。

「一 品質

生産者各己に品種を選定し、且天産のまま殆んど、何等の精撰及甄別を、為さざるを以て、毎俵の品質を異にするのみならず、同一俵の内尚且一定せざるものを雜然として混入せらる。調整の如きも泥土若くは、夾雜物を交ふること甚だ多く、甚敷に至つては、燕麦の俵中より南瓜出てたりと言ふが如き、奇怪なる事実すらありたり。就中乾燥は極めて不良にして、内国市場は勿論、既に道内に於て腐敗せるもの頻々として現われ、これが為め著しく市場の平調を擾乱したり。

二 容量

従来雜穀の計量は斛を用ひたる結果、使用の巧拙、其の他諸種の原因より、正確を欠けり、今一例を挙げれば、明治四

十四年、帯広農産組合に於て、雑穀の容量検査を行ひたるに、受検総数八万二千五百呎中、一万九千三百三十五呎は容量不足にして、百三十九石、即ち一呎平均七合強の補填を為せり、然かも検査開始当初の一ヶ月間は受検数に対する合格数は、僅かに二割に過ぎざりし実状なりしことを、想へば、蓋し思半に過くべきなり。

三 包装

道外に輸送せらるべきものは、概ね移輸出港に於て改裝せらるるも、尚包装甚だ不完全なりとす、彼の移出品の如き小樽又は函館に於ける罈中にて、既に内容の脱出を見るが如きは、敢て珍とするに足らざるの状あるを以て、船倉内及到着港に於ける、状態は、蓋し推知するに、難からざるなり。殊に輸出品すら尚且本道に於て積込める際、早くも既に、包装の壊乱するもの多きは、窺せざらんとして得ざるなり。

四 商品

商品としては 品質一定せず、調整亦粗雑にして、且不整なるを以て、当業者は、一々見本に拠り売買、取引を行わざるべからず。然かも尚不整一なる故、之が標準となすべき、見本品を作成するは難事にして従つて、一々現物を検分せざれば、商談整ひ難き場合比々皆然らむとす。固より通信に拠る売買の如きは期待し得べきにあらず。故之、勢ひ品質不確定の売買契約をなし、紛議の因を醸生す。若し夫れ相場の激変に際会すれば、例令見本取引に拠るとするも、契約当事者は、品質不確定を理由とし、価格昇騰の場合は売方に於て、又下落の場合は、買方に於て、故障を申立て、円滑なる取引をなし得ざるを常態とす。

如上の事実なるに因り、雑穀澱粉は危険性の商品となり、保険業者は、高率の保険料を要求し、若くは、保険を附すること为首肯せざることとなり、金融機関も亦荷為替又は質権設定、其の他の金融を応諾せざる等の不便不利を来せり。

なお同書によると、一九〇九年（明治四二）に小樽区役所が調査したところでは、区内において包装不完全のため脱漏する雑穀の拾集を業とする者約二〇〇人を数え、その拾集品の買取を業とする商店が七戸もあり、また一九一

一年（明治四四）に帯広農産商組合が調べたところでは、同組合の区域内の停車場二〇カ所の構内に脱漏した豆の見積数量は、約四、〇〇〇石にも達したという。

2 取引量の増大と取引範囲の拡大

さて、道営検査を実施せしめるにいたった最も基本的な条件は、右のように、農産物が全く商品としての“体”をなしていなかったことにあったが、それでは、この時点において、道営検査が実施されるにいたったのは何に基づくものであったろうか。

その第一の点は、道産農産物の流通量の急激な増大と流通範囲の著しい拡大特に、輸出の増大にあった。

北海道において農業生産が本格化するにいたったのは漸く明治三〇年（一八九七年）代に入ってからであったが、その後における発展は急激で、特に第一次世界大戦に伴なう好況時におけるそれは誠にめざましいものがあった。因みに、耕地面積の推移についてみると、一八九七年（明治三〇）には一四万二、九八六町歩でしかなかったものが、一〇年後の一九〇七年には四二万七、九七五町歩となり、更に戦後の一九二一年（大正一〇）には八五万四、五七七町歩にも達しており、また生産額も（第一表）に示すように飛躍的に増加している。

周知のように北海道における農業は、畑作物を主体とするものであったため、その当初からきわめて商業的性格の強いものであり、したがって生産物の大半は商品として市場に出回るものであったが、道内市場はきわめて狭少であったため、その大部分は府県市場に移出されており（第二表）、生産量の増加と共に、その取引範囲も次第に拡大され、明治の末にはすでに全国いたるところに及んでいた（第三表）。

第1表 主要農産物の生産高の推移

		水 稻	大 麦	裸 麦	小 麦	燕 麦	黍
		石	石	石	石	石	石
明 治	30	40,884	38,453	48,463	18,553	33,494	45,599
	40	364,610	113,496	224,120	91,374	426,563	163,098
大 正	5	862,971	56,164	280,888	134,830	1,093,070	276,469
	10	1,397,416	93,878	446,569	162,365	2,476,409	218,539
		稗	玉蜀黍	大 豆	小 豆	菜 豆	豌豆
		石	石	石	石	石	石
明 治	30	14,336	78,065	143,387	124,542	29,702	5,286
	40	39,710	255,283	539,046	366,180	101,744	62,174
大 正	5	75,351	343,790	737,938	339,514	466,810	295,898
	10	61,116	417,162	1,006,240	660,259	530,786	149,667
		蕎 麦	馬鈴薯	亞 麻	薄 荷	菜 種	除虫菊
		石	貫	石	貫	石	貫
明 治	30	53,793	29,130,000	31,615,458	186	39,747	?
	40	124,880	69,358,986	53,449,542	1,567,726	191,671	126
大 正	5	215,713	169,909,283	104,887,842	16,348,355	118,269	5,827
	10	281,359	151,732,963	114,055,150	3,579,003	98,116	51,962

(資料)『北海道庁統計書』

第2表 主要農産物の移出割合

(単位:石)

	大麦	小麦	裸麦	燕麦	大豆	小豆	菜豆	豌豆	菜種
明治 35 ~ 39	23,168	6,947	?	174,545	177,519	195,422	52,882	?	129,903
40 ~ 44	6,613	80,333	5,625	210,175	365,974	258,767	92,607	55,520	167,595
	同上の総生産額に対する比率 (単位 %)								
明治 35 ~ 39	21.9	9.7	?	47.0	51.6	70.4	80.6	?	71.0
40 ~ 44	6.6	58.8	2.3	29.1	59.5	68.6	75.8	82.0	79.9

(資料)『産業調査報告書第2巻』

第3表 小樽港移出農産物の仕向先別割合

(自1905年(明治38)7月10日)
(至1906年(明治39)2月28日)

(単位:%)

	菜 種	大 豆	小 豆	菜 豆 類	燕 麦	小 麦
三陸方面	3.3	10.5	4.9	10.9	0.1	2.9
北陸方面	16.9	61.4	17.0	7.9	3.7	10.0
京浜方面	7.8	7.2	20.4	48.1	68.2	43.9
尾参方面	35.6	11.6	15.7	8.2	—	19.0
兵阪方面	34.9	8.0	35.3	21.7	23.8	0.3
中国方面	1.5	1.2	4.5	3.1	0.2	23.9
その他	—	0.1	2.2	0.1	4.0	—
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
移出総量	166,002 ^俵	33,263 ^俵	375,186 ^俵	80,999 ^俵	357,345 ^俵	57,704 ^俵

(資料)『殖民公報』第29号43頁

しかして、このような国内市場における取引量の増大及び取引範囲の拡大が、流通組織の合理化を要求し、したがって、検査制度の確立を要求するにいたったことはもちろんであるが、特にその要求を強めるところとなったのは海外市場への輸出の増大であった。

北海道産の輸出農産物中最大のもは豆類、なかんずく菜豆・豌豆であったが、これらの輸出は、一九〇七年(明治四〇)一月、貿易商白戸政治郎が菜豆二、九八八斤、豌豆二万八、二二一斤を函館港から香港へ輸出したのを以て最初とし、翌一九〇八年三月、横浜のアペンハイム商會が豌豆の見本をロンドンに送付し、五月にいたり二〇〇屯の注文を受け輸出したのを以て欧州向け輸出の嚆矢とするが、第一次世界大戦争の渦中に従来の主要輸出国が巻き込まれるに及んで、北海道産豆類の欧州向け輸出の途は俄かに開け、たとえば主要輸出農産物であった豌豆についてみると、一九〇九年(明治四二)にはわずかに六、〇五〇石でしかなかったものが一九一六年(大正五)には一七万六、六五四石となり、その増加は

第4表 豌豆・菜豆の輸出額の推移

		豌豆	菜豆
		石	石
明治	42 年	6,050	?
	43	15,012	?
	44	40,054	84,756
	45	48,980	17,970
大正	2	34,437	22,543
	3	99,813	48,729
	4	149,020	243,672
	5	176,654	151,668

(資料) 北海道庁内務部『北海道輸出
農産物ニ関スル調査』(大正6
年)

は、海外市場の拡大に負うところ実に大なるものがあつたのであるが、海外市場の如何は、大きく北海道農業の死
活にかかわる問題であり、したがってまた、検査制度の確立は、北海道農業の死活にかかわる重要な問題であつた
のである。

3 農産物流通政策の展開

以上述べてきたところは急激に道営検査が実施されるようになった具体的事情についてであるが、われわれは更
に、その背景として、第一次世界大戦によるわが国経済の急激な発展を契機として、国家による流通機構の整備、
統制ということが、政策の重要な課題として登場するにいたり、特に農産物においてその傾向が強くなつて
いたことをあげねばならない。

誠に著しいものがあつた(第四表)。

ところで、北海道産農産物のこうした輸出の急増は、世界大戦
という特殊事情によつてもたらされたものであつたため、その期
間中においては、不良品といえどもそれほど重大な問題とはなら
なかつたのであるが、世界大戦終熄し、欧州市場に平和が蘇ると
ともに、先進諸国の商品と激烈な競争関係に立たされることとな
り、その「不良商品」は、にわかに重大な問題となつてきたので
ある。ただし、大正年代に入つてからの北海道農業の急激な発展

すなわち、いま流通政策一般についてみると、一九一七年（大正六）には、統制経済と密接な関係を有する「配給」なる用語が初めて使用されたことに集約されているように、商品の流通組織に何等かの統制を加えんとすることが重要な問題となっていたが、特に農産物においては、その持つ特異な性格と、人口の急激な増大、特に、都市への人口の集中によって、農産物の流通政策はきわめて重要な問題となるにいたっていたのである。

わが国ではじめて「配給」なる用語が使用されたのは、一九一七年（大正六）に設置された経済調査委員会においてであったといわれるが、これは第一次世界大戦による物価騰貴に際して、国民生活安定の一対策として商品流通の組織の改善が問題となり、社会・経済的立場から見た商品の流通を表わすために用いられるに至ったもので、要するに商品の流通組織に統制を加えんとする実践的・政策的要求とともに起ったものであった。

しかし、道営検査は、こうした政策的要求にこたえ、農産物流通組織の合理化を推し進めて行く上において、欠くべからざることであつたのである。

まず、農産物検査制度が確立されれば現実取引や見本取引から進んで銘柄取引・標準物取引が可能となり、流通費用は軽減し、取引上の齟齬は少なくなり、取引は著しく合理化されることとなる。

また、農産物検査制度の確立は、農産物流通政策の最も重要な施策の一つとして、一九一七年（大正六）から法律を施行して、その発展をはかり、農業倉庫事業を発展せしめるためには欠くべからざることであつた。すなわち、農業倉庫事業を発達せしめるためには、乾燥を十分にし、変質虫害を無くし、品質を統一する（このことは農業倉庫事業を発展せしめる最大の条件であり、混合保管を行なう上において最も重要）ことなどが不可欠の条件であつたが、この条件を充すには、農産物検査、特に、生産検査の実施は最も重要なことであつたのである。

ともあれ、このように、農産物検査制度の確立ということは、時代の強い要請であったのであるが、なお参考のために府県における公営検査の実施状況についてみると、一九一五年（大正四）の農商務省農務局の調査では、米についてはすでに三五県が県営検査を実施するにいたっており、また米に比べれば、商品としての地位の著しく低い雑穀類においてさえ、すでに九県が県営検査を実施するにいたっていた。

道営検査の実施が急がれたのは、蓋し当然であった。

注（１）『北海道議會史』第二卷四九二—五〇〇頁。

（２）小野武夫『農村史』五二八頁。

（３）財貨が商品たるに適する性質を商品性（または市場性）という。財貨の商品性の条件としては、（一）需要の範囲が広いこと、（二）標準化されていること、（三）価格に比して容量重量が小さく輸送に便なること、（四）貯蔵に耐え、取扱に便なること等である（平野常治『商業経済学概論』八二頁）。

（４）多田前掲書九六頁。

（５）右同一二頁。

（６）平野前掲書二六頁。

Ⅳ 道営検査実施の取引面への影響

道営検査が従来の雑穀商同業組合連合会などによる検査と異なる最も大きな点は、雑穀類について初めて生産検査が実施されるにいたったことであり、生産・移輸出両検査が、道庁によって統一的に実施されるにいたったことであったが、この道営検査の実施によって農産物取引面にどのような影響がもたらされたであろうか。以下、この点について、若干の考察を加えてみよう。

1 銘柄取引および格付取引の一般化

まずあげねばならない点は、銘柄取引の一般化である。生産検査が実施され、その品質の如何によって客観的に等級が付され、生産者の手持の商品が銘柄化されたことによって、従来見本的取引や、場合によっては現物取引が支配的であった生産者と産地商人、産地商人と移輸出地商人との間の取引においても、銘柄取引が一般化するにいたった点であろう。

いうまでもなく、銘柄取引は現実取引や見本取引よりはさらに進んだ取引形態であった。現実取引は、実際の商品について品質および数量を点検した上で評価を行ない、これに基づいて取引するものであり、見本取引は、現実の商品を全部運び来ることなく、それに代るべき見本品を持って来て、それを評価し、これに基づいて取引を行なうものであったが、銘柄取引は、見本取引のように、その代表者たるものの品質の吟味を行なうことすらなく、銘柄名によって評価を行ない、それに基づいて取引を行なうものだからである。

しかして銘柄取引が行なわれるには、簡単な記述や名称によってその商品の全貌を告げることができるときでなければならぬことはいうまでもないが、その条件は、生産検査の実施、商品の等級化・銘柄化によって与えられるところとなったのである。

なお、銘柄取引の一般化は、流通時間や流通経費を節減し、取引上の多くのトラブルをなくす上において画期的な役割を果たすものであったことはいうまでもない（なお右の点については第五章第三節を参照されたい）。

ところで、物財の取引は、現実取引から見本取引、見本取引から銘柄取引、銘柄取引から格付取引（標準物取引）という経路を経て発達したとされるが、⁽¹⁾道営検査の実施は、格付取引発達の技術的条件をも提供するところとなつ

た。

すなわち格付取引または標準物取引というのは、特に商品について銘柄取引の欠点を補い、觀念売買を徹底させたものであり、自然的生産物たる農産商品のようなものは、たとい同じ種類のものであっても、その産地、産出時期、貯蔵方法などによってその品質等級を異にし、多くの銘柄を作らねばならず、銘柄取引によって個別的に厳密に評価する場合にははなはだしい手数を取ることになるので、あらかじめ同一種類の商品の各銘柄を等級付けし、その標準物を定め、それについて評価を行ない、標準物以外の銘柄についてはあらかじめ作られた格付(Grading)にしたがって、あるいは同格品とし、あるいは格上げまたは格下げを行なつて所定の格差をつけ、等級を異にする各銘柄の価を自動的に決定するものであったが、道営検査は、その検査において等級付けを行ない、格付けのための基礎条件を提供するところとなつたのである。

しかして、北海道産農産物において格付取引が一般化するにいたつたのは、道営検査実施五年後の一九二四年(大正一三)に、小樽に商品取引所が開設されてからであったが、商品取引所に雑穀が上場され、雑穀取引について格付取引が一般化するにいたつたのはわが国においては初めてのことであった。

なお、右の小樽商品取引所が開設されたのは、雑穀について格付取引が実施され、上場が可能となつたからであつたが、一般的に、商品取引所は、(1) 取引の場所を提供し、(2) 自己保管の必要度を小さくし、(3) 掛繋によって危険を転化し、(4) 標準価格を提供して場所的に価格の平準化を行ない、(5) 価格を予見して時間的にも価格を平準化する等、⁽²⁾きわめて重要な機能を有するものであるといわれているので、小樽商品取引所の開設は、北海道産農産物の取引関係に画期的な変革をもたらすものであったと考えられるのである。

2 農業倉庫事業および共同販売事業の発展

第一次大戦以後、流通政策を通じての農民保護政策が、漸く重要な課題となるにいたっていたが、道営検査の実施は、農業倉庫事業発展のための重要な技術的条件を提供し、また生産者団体による共同販売発展の条件を提供するなど、生産者の取引改善のための、きわめて重要な基盤を提供するものであった。

まず一九一七年（大正六）の農業倉庫法制定以来の農業倉庫事業のかなり著しい発展（第五表参照）は、もちろん当局の手厚い保護、奨励政策等々に負うところも大であったが、発展の重要な基盤となったのは、道営検査による生産検査の実施・農産物の等級付けであった。すなわち農業倉庫事業発展の重要な条件の一つは混合保管制の発達にあったが、この混合保管制の発達は、農産物の等級付け・画一化によってその条件を与えられるところとなったのである。

また、大正年代の後半期に入ると、農産物の生産者の団体による共同販売はかなりの進展を示したが（第六表及び七表、道営検査による生産検査の実施はまた、直接、間接に、これを推し進める重要な要因でもあった。共同販売を進展せしめるための最も重要な条件の一つは農産物の画一化にあったが、この条件はまず、生産検査の実施・等級付けによって与えられるところとなったのであり、また共同販売発展

第5表 農業倉庫の推移

	営 主 体 数	棟 数	収容力 （ 圓 ）	受寄物 に対する 金融 （ 圓 ）	受寄物 の取 扱 （ 圓 ）
1918年（大正7）	7	10	72,960	?	?
19	20	26	166,520	?	?
20	29	35	217,200	137,142	96,806
21	41	53	296,560	255,337	80,210
22	46	60	327,228	264,170	82,356
23	55	82	440,608	382,671	137,229
24	61	93	520,128	652,903	221,401
25	72	108	627,408	?	?

（資料）森正男監修『北海道産業組合運動史』107頁。

第6表 販売組合の主要農産物販売額の推移

		1923年 (大正12)	1924	1925	1926
		円	円	円	円
燕 麦		972,436	942,659	1,195,871	1,236,687
澱 粉		245,651	642,720	69,342	45,496
大 豆		142,398	748,860	675,447	378,923
小 豆		81,553	288,510	476,841	312,537
青 豌豆		59,990	58,601	32,105	40,551
薄 荷		89,553	50,506	32,566	20,560
玄 米		581,770	1,451,768	1,261,617	1,507,528

(資料) 北海道庁内務部『産業組合並農業倉庫要覧』

第7表 米及び雑穀類の共同販売の割合 (1928年(昭和3)産)

(単位: %)

支 所 別		米			雑 穀		
		農業倉庫 共同販売	其の他の方 法による共 同販売	計	農業倉庫 共同販売	其の他の方 法による共 同販売	計
札 幌		4	—	4	2	23	25
小 樽		—	—	—	—	7	7
函 館		—	—	—	1	3	4
苫 小 牧		3	7	10	2	9	11
岩 見 沢		4	—	4	7	17	24
滝 川		6	2	8	2	6	8
旭 川		10	3	13	4	1	5
名 寄		5	1	6	2	4	6
野 付 牛		2	2	4	2	9	11
帯 広		8	—	8	6	4	10
全 道		4.2	1.5	5.7	2.8	8.3	11.1

(資料) 北海道農産物検査所昭和3年事業報告より引用作成

(注) 支所別というのは北海道農産物検査所の支所

他の重要な条件は、農業倉庫の發達にあったが、これの發達は、前記のように、これまた生産検査の実施・等級付けに負うところ大であったのである。

3 雑穀取引における重量制の一般化

道営検査が取引面に与えた影響として、われわれのさらに注目しておかねばならない点は、わが国においては初めて、雑穀検査において、全面的に重量制が採用され、重量制による取引が一般化されるにいたった点についてであらう。

もっとも農産物検査において重量制が採用されるにいたったのは道営検査が初めてではない。一九一八年(大正七)四月の農商務省の調査によると、この時期においてすでに鳥取県においては米に、佐賀県では小麦に、熊本および宮崎県では袋入のものについて採用されていたし、さらに北海道では一九一三年(大正三)に同業組合連合会によって検査が実施されると同時に、大・小豆を除くすべての雑穀において採用され、一九一六年(大正五)からは大・小豆についても採用されるにいたっていた。しかし府県においては、極く一部の県で一部の農産物について実施されていたに過ぎないし、北海道においても「全面的」に採用されていたとはいえず、それは商人間の取引(移輸出検査)に限られており、重量制が全面的に、すなわち、生産者と商人の取引においてまで採用されるにいたったのは、この道営検査においてであった。

しかし、重量制は容量制よりもきわめて合理的であり、これが採用されるにいたったということは、わが国農産物取引史上において全く画期的なことであった。

まず第一に、重量制は容量制に比べて計量にあたって著しく便利であり、

第二に、大量の受渡に際して総計を出す場合、重量制の方がより容易で、正確を期すことができ、

第三に、容量制の場合、捌扱者の技倆に巧拙があり、その巧拙の度合によって増減を来す恐れがあったが、重量制の場合には、秤量する者において巧拙の差は少なく、

第四に、貯蔵の場合の減量の度合は重量において少ない等々多くの利点があった。

ところで、一般的に、容量制から重量制への変革はきわめて至難なことであったと考えられるのであるが、北海道において、たといそれが雑穀においてだけであったにせよ、全国に先がけて、全面的に重量制が採用されるにいたったのは、何に基づくものであったろうか。

これに対する解答は、北海道においても重量制が採用されたのは雑穀についてのみであり、米については依然として容量制がとられていた理由を明らかにすることによって得られるように考えられるので、まず、これの検討から始めることとしよう。

雑穀についてより近代的な重量制が採用されたにもかかわらず、米穀について旧来のままの容量制が維持されていたのは、両者の持つ社会・経済的性格の相違に基づくものであったように考えられる。両者における性格の相違は周知のところであろうが、ここで改めて確認すれば、まず第一に、商品としての相違があった。雑穀は明治になって漸く本格的な商品として取扱われるにいたったものであるのに対し、米穀はすでに幾世紀も前から商品として扱われてきたものであった。また雑穀は海外にも輸出され、海外の進んだ取引習慣に影響されるところが大きかったのに対し、米穀はほとんど国内市場においてのみ取引されていた。第二に生産関係の相違があった。雑穀の小作

料は、多くの場合金納であつたが、米穀の場合には物納が支配的であつた。

さて次に、両者のもつ右のような社会・経済的性格の相違と重量制乃至容量制との關係について考えてみると、まず第一の、商品として扱われるようになってからの年代の相違と重量制との關係であるが、これは、きわめて密接なものがあつた。すなわち、商品化されるようになってからの歴史の浅い雑穀において容易に重量制が採用されるにいたつたのは、歴史が浅いゆえに、その取引慣習を容易に打破することができたからであり、米において重量制が採用できなかったのは、その古い歴史のゆえに、容易に、旧來の慣習を破ることができなかったからである。この關係は疑いの余地のないところと思われるが、なお付言すれば、かつて北海道雑穀商同業組合連合会がその検査において重量制を採用した際、大・小豆についてその採用がおくれ、他のものにおいては、検査開始と同時に（大正二）に採用された。しかるに、大・小豆においては漸く大正五年からであつたのは、大・小豆は、米に次いで商品化の歴史が古く、それだけに慣習の打破が困難であつたことであつた。

第二の取引市場の相違と重量制との關係については改めて説明するまでもないであらう。進んだ取引慣習をもつた海外市場と取引關係を持った雑穀において、より強く、近代的な重量制の採用を迫られたのは当然であつた。

第三の生産關係における相違はこれまで、大いに關係のあることがらであつた。小作料が金納である雑穀は、近代的・合理的な重量制の採用の如何は、地主にとってまったく關係のないことであつたが、物納である米穀について、近代的・合理的な重量制が採用されることは、小作料の受渡の際、前に述べたような斛計りの妙味を失なうことになり、迷惑なことであつたため、地主によって大反対を受けることとなつたのである。当時において、地主に反対されることが何を意味したかは説明を要しないであらう。次の引用文は、一九一七年（大正六）に、北海道雑穀

商同業組合連合会が、米の重量取引実行方を道庁に建議した際の理由書であるが、これによっても、重量制の採用に対して、地主の反対が如何に強いものであったかは十分に知り得るであろう。

「米ノ重量取引ヲ斤量制ニ改ムルトキハ管ニ取引上多大ノ便益アルニ止マラス産米改良ノ目的ヲ達スル捷徑タルヘキハ疑ヲ容レサル所ニシテ既ニ屢々本大会ノ議ニ上リ多年調査研究ヲ尽シタル所ナリ農商務省ニ於テモ頃來之カ調査ニ著手シ其ノ利害得失ニ付審議研究中ナリト言フ依テ此ノ機會ニ於テ本大会ノ決議ヲ以テ之カ実行方ヲ商取引ニ止メ小作米受授ノ如キ農家ノ受渡ハ當分之ヲ旧來ノ慣習ニ委シ餘々ニ他日ノ調査ヲ待タントス（傍点引用者）」⁽³⁾

さて、以上の考察においてわれわれは、さきに提起した問題、すなわち、たとえ雑穀においてだけにあったにせよ、全国に先がけて、北海道で、全面的に重量制が採用されるにいたった根拠は明らかにしたようである。

しかしてそれは、まず第一に、北海道の主要農産物であった雑穀は、商品としての歴史が浅く、したがって、旧來の慣習を容易に打破することができたからであり、

第二に、北海道における場合、雑穀類についての小作料納入は主として金納であったため、重量制採用に際して地主の反対が小さかったからであり、

第三に、北海道産農産物の多くのものは海外に輸出されていたが、これを通じて進んだ外国の取引慣習の採用を促されたことであった。

さて、以上においてわれわれは、道営検査の実施が道産農産物の取引面に如何なる影響をもたらしたかについて、一応の考察を終えた。しかし以上の考察は、取引機構乃至取引形態への影響についてのそれであり、道営検査実施

の結果、現実に農産物の品質がどのように改善され、また価格はそれほど昇騰したか、国際市場においてはたして優位に立つことができるようになったのかどうか、等々の点については全くふれるところがなかった。もとより、これらの点についての考察こそ重要であるが、それらに関する資料の入手は困難であったので、ここでは省略せざるを得なかった。今後を期したい。

注(一) 福田敬太郎『新版市場論』二九頁。

(二) 谷口義彦『商業組織の特殊研究』四九八頁。

(三) 北海道雑穀商同業組合連合会『第四回業務成績』二一七頁。

V 道営検査の実施と生産者・地主および商人

以上の考察においてわれわれは、道営検査の実施・検査制度の確立の過程について一応明らかにすることができ、そして道営検査の実施が、道産農産物の取引面に与えた影響についても一応知ることができた。しかし、農産物検査にもっとも直接的関係をもっていた生産者や地主、それに商人達は、道営検査の実施にあたってどのような態度を示し、また、その実施によって、どのような影響をうけたかについては、未だほとんどふれるところはなかった。

しかし、道営検査が実施されるにいたったのは、一面においては生産者や商人からの強い働きかけによるものであったのであり、また、それだけに、道営検査の実施が、生産者や商人に対して与えた影響は大であったと考えられ、これらの点についての考察のなされない限り、道営検査実施の社会・経済的意義についての考察は、十分にな

されたとはいえないのである。

1 生産者

道営検査によって生産者が直接的影響を受けたのは、生産検査の実施であつたので、生産者がこの生産検査の実施について、どのような関心をもっていたかをまずみておこう。ただしここでは生産者の態度は、一応彼らの団体である農会の態度に代表されるものとみなし、農会が生産検査実施について示した態度についてみることにする。

さて、明治年代においては、生産者が、農産物検査について、ほとんど積極的な関心を示すにいたっていなかったことについては、前の沿革のところで述べた通りであるが、しかし、大正年代に入ると、彼らの検査制度に対する関心は著しく高められていたようである。すなわち一九一四年（大正三）以来農会は、生産検査の実施方についての陳情書や建議書を毎年のように道庁当局に提出しているが、いま、参考のために、一九一七年（大正六）に提出した建議書についてみると、それは次のごときものであり、生産検査の実施方を切実に訴えるものであつた。

雑穀生産検査実施に関する建議

本道重要農産物の生産検査施行に就ては先年第二二回通常総会に於ける北海道庁長官の諮問に対して答申を為し尚速に生産検査を実施せられんことに關しては第二三回通常総会の決議を以て之を道庁長官に建議し續て第二四回通常総会に於ては雑穀移輸出検査と相俟て農業団体をして生産検査を施行せしむる庁令發布に關する決議をなし之が建議を提出せり然るに其後道庁に於ては産米検査を本年度より産地の農会区域内に実施するの庁令を發布せられたるも雑穀生産検査に關しては当局者に於て現時の農会をして之を行なわしむるは時期尚お早く且つ其の経費多額を要するを以て頗る困難なりとの理由の下に暫く之に代る

に産地検査なるものを以てせられ而も北海道雑穀商同業組合をして之を行なわしむるに至りたるは本会の深く遺憾とする所なり想うに生産検査は専ら生産品に対する品質改良を旨とし生産者の利益を増進せんとするものにして彼の商品の改善を主とする産地検査とは大に其性質を異にし本来の目的たる農産物の品質改良を期図する上に於て産地検査の如きは何等の効果を挙ぐる能はざるや明かなり又之を刻下の時局及戦後に於ける海外輸出の方面より見るも生産品の品質改良は最も喫緊の事項なるを以て更に産地検査に一步を進めて生産検査を施行するの必要あると認む蓋し当局者の至難とせらるる生産検査に伴う経費の如きは敢て憂慮するを要せず仮令現時の農会をして生産検査を行なわしむるも手数料徴収其の他に於て自ら之を支弁するに至るの途あるを信ずるを以て此際速に雑穀検査実施に関する庁令を發布せられんことを望む。

ところで、大正年代に入るとともに、急に生産者が農産物の検査について強い関心を示すようになったのは何故であらうか。もちろんそれは、大正年代に入るとともに北海道産農産物が、国際的商品となったことによって、生産者自身が品質の改善を意識するようになったことにもよるものであったことはいうまでもないが、さらには、道庁当局の施策が、商人の側においてなされていたこともその一因であったように思われる。因みに、次の引用文は、第二五回道農会総会においてなされたS議員の発言であるが、それは次のように述べて当局を非難している。

雑穀生産検査に関しては昨年道会に於て建議を為し且つ意見を述べ置きたる次第なるが道庁は之に代うるに産地検査なるを以てせられたるは如何なる理由なるや判断に苦しむ所なり雑穀品質改良の必要は論を俟たず然れども一旦商人の手に渡りて後の検査は何等効を為さず産地検査は商人が困るからと言うにあるも生産検査を行うとして決して商人に悪影響を与うるものにあらず当局者は生産者の利害を考えずして唯商人の利便のみを図るが如きは其間頗る疑念なき能はず 生産者の手許にある内に生産検査を行なうとて商人に悪影響あるにあらず又産地検査と移輸出検査との間に於て等級一致せず反て低下すべきを以て生産者に多大の損害を来すべく当局者は尚之を認めて商人に実行せんとするは如何なる理由なるや……⁽²⁾

事実、農会の要求をふり切って、一九一七年（大正六）から道庁が庁令によって施行せしめた雑穀商同業組合連合会による産地検査は、生産者の一方的犠牲の上において、商人に便益を与えたものであった。道農会のH議員の述べるところによると

一 今や雑穀産地検査は実施されつつあるも是れ商人の所持せるの素俵を検査するものにして農家の生産品を検査するものにあらず然るに産地検査の実況を見るに雑穀商組合は農家の生産品も産地検査を受けざれば購入せず之に違背する者は懲戒を受くるが如しされば表面商人に於て二銭の受検手数料を支払うも實際農家の負担となる割合なり。

(3)

という有様であった。これでは生産者が、自からも利益を受くることのできる生産検査の実施方を主張するにいたったのは、蓋し、当然であらう。

しかしともあれ、彼ら生産者が切望していた生産検査が実施されることになったのであるが、このことは、生産者にどのような影響をもたらすところになったのであらうか。

ただし、実施されることとなった生産検査は、彼等が希望していたところの自主検査、すなわち彼等生産者の団体である農会による検査ではなかった。しかして、このことは重要な問題であるが、それについて検討することは困難であるので、ここでは、道営検査の問題が道会において審議された際、農村出身議員は道営に対して強い反対意見を述べている事実だけを指摘しておこう。(4)

まず、道営検査の実施によって生産者は大きな拘束を受け、多額の出費を強制されるにいたったことはいうまでもない。

検査を受けるためには、定められた規格に基づいて包装しなければならなかった。従来においては包装材料や包装の仕方はあまり問題でなかったため、材料費や労賃はあまり問題とはならなかったが、規格に基づいての包装

は従来に倍しての出費を強要するところとなった。

また従来は不要であつた受検料を支払わねばならなくなつた。検査初年度の一九一九年（大正八）には一俵に付玄米三錢、雜穀二錢五厘、澱粉三錢であつたものが、翌年には雜穀は四錢、玄米は五錢に値上げされるところとなつた。大豆一俵の価格が平均四円前後でしかなかつた当時においては全く大きな負担であつたが、その上また、集合検査であつたため、場合によっては数里ものところまで受検に向かかねばならなくなつた。

しかし検査の実施によつて受けた有形無形の利益はまた絶大であつた。その大きさは、さきの建議書にみられたように、生産検査の実施は生産者の切実な願ひであつたことから容易に推察されるのであるが、まず第一に、販売価格が高くなつたことはいうまでもない。これについては具体的な数字をあげることができないが、古老の等しく認めるところである。

また生産者は生産検査の実施によつて奸商から保護されるところとなつた。検査実施以前には、生産者と商人の取引において最も大きな問題となつたのは商品の評価についてであつたが、検査の実施によつて、それは生産者側に有利に展開されることとなつた。かつては、商品の評価は商人によつて一方的に下される場合が多かつたのであるが、検査の実施後は、一応客観的に評価された「等級」に基づいて取引されるようになったのであり、また生産者は、新聞紙上に掲載される相場などによつて、自分の所持する商品を、検査によつて付された等級に基づいて、より客観的に評価できるようになつた。

さらにまた、かつて、取引にあたつて特に大きな問題となつていたのは計量についてであつたが、生産検査の実施によつて、これまた生産者側に有利に展開するところとなつた。検査実施以前における取引は概のつかい方の如

何などによって一斗に三合もの相違が出たといわれる「容量制」によるものであり、しかも計量は、多くの場合商人によって一方的に行なわれていたのであるが、検査施行以後は、より合理的な「重量制」が採用されることとなり、しかも検査官によって計量されることとなったのである。

さて道営検査は生産者に対して一応以上のような影響をもたらしたものと考えられるのであるが、しかしわれわれが、ここで改めて確かめておかねばならない点は、検査の実施によってもたらされた成果が、果して正当に、生産者に帰属するところとなったかどうかという点についてである。

しかし、この点に関しては一般的にはまず、小作地率と小作料の納入形態（金納か物納）について検討するべきであろう。小作地率が高く、しかも物納が支配的である場合には、府県においてみられたように、検査の実施によってもたらされた成果の大部分のものは地主によって吸い取られるところとなってしまったと考えられるからである。

さて北海道における場合も小作地率はきわめて高く、道営検査の実施された一九一九年（大正八）においては畑四六％、水田五九％にも達していたが、小作料の納入形態は、すでに述べたように、畑においては金納が支配的であった。しかしこのことからわれわれは、北海道の畑作農業においては、府県の農業や北海道の水田農業における場合と異なり、道営検査の実施によってもたらされた成果の多くの部分は、地主ではなく、一応生産者に帰属したものとみなし得るようである。

さきにわれわれは、府県における農産物公営検査実施の社会・経済的意義の評価を、そのまま北海道におけるそれにあてはめることはできないと指摘しておいたが、右の点は、その理由の最も注目すべきものの一つであった。

2 地主

府県においては、地主が農産物検査事業のもっとも積極的な推進者であったことは、すでに周知のところであるが、北海道における場合はどうであつたろうか。

しかしして一般的には、北海道における場合は、水田地主においてはかなり積極的ではあつたが、畑地主においては殆んど無関心であつたといえるようである。因みに、道営検査が実施される以前において生産検査を実施していたのは、大部分が水田地帯の農会においてであり、産米検査であつたが、これらは大部分が地主の主唱によるものであつた。

生産検査を実施していた農会名と検査開始年度は次の如くであつた。雨竜郡秋父別村農会大正三年、空知郡岩見沢町川向農会大正四年、札幌郡白石村農会一九一六年（大正五）、上川郡永山村農会一九一五年、雨竜郡北竜村農会一九一六年。なおこの外一九一三年（大正二）には、夕張郡角田村において角田村産米改良組合が組織され、産米検査を実施していたがこの場合も地主の主唱によるものであつた。

それでは、何故、地主の態度にこのような差がみられたのであろうか。結論的にいえば、畑地主においては小作料徴収は多くの場合金銭をもつてしたため、農産物の取引とは殆んど直接的關係を持たなかつたのに対し、水田地主の場合はその殆んどが物納であつたため、地主は販売者として取引に直接關係を持ち、米を有利に販売することこそ彼らの最大の関心事だつたからである。

ところで、以上の点から道営検査の実施（生産検査の実施）によって直接的影響を受けたのは、北海道の場合、水田地主だけであつたといえるのであるが、その受けた影響は何であつたか。いうまでもなくそれは、座して得た利

益であり、小作農の犠牲によってもたらされた利益であった。

「検査に依って最も利益を享くるものは多量の販売米を有する地主階級とその取引業者であつて、自作農階級の多くは、自給自足の生産を営み自家の消費した僅かの余剰米を市場に売り出すに過ぎないから、検査制度の恩典に浴する事が少ない。況んや小作農に至っては小作料は現物を以て納入する為に、検査制度を励行されれば地主へ優良米を納入することを強制され、従つて彼等の手により耕手法が改良されれば、却つて其の負担を増加し、然も彼等は販売すべき余剰穀物を持たないから、穀物声価向上の恩恵を受くることは全くないのである」⁽⁶⁾。

右は、府県における検査制度、換言すれば産米における検査制度について、小野武夫氏の下された一般的評価であるが、蓋しこれは北海道の産米検査についてもそのままではまるものであった。

3 商人

商人が道営検査の実施によつて受けた直接的影響は、まず第一に、新しく実施されることとなつた生産検査を通じてのそれであつたので、商人はこの生産検査に対してどのような関心を示していたか、そしてまた、この生産検査の実施によつて商人は、どのような影響を受けるところとなつたかについてみることにしよう。

しかし、まず、商人の生産検査に対する関心であるが、これは、早くからきわめて積極的なものがあつた。すなわち彼ら商人の団体である雑穀商同業組合連合会が、移輸出検査の実施を目的として設立されたのは一九一三年（大正二）であつたが、その翌年には早くも總會の決議をもつて生産検査調査会を設けて生産検査の実施方法などについて調査研究し、北海道庁長官に対して、官営事業として生産検査を実施するように建議しており、また一九一

七年（大正六）からは、生産検査に代わるものとして産地検査を実施するにいたっているのである。

ところで、生産検査の実施は、このように彼ら商人の切望するところであつたのであるが、これの実施は、彼ら商人にとってどのような意味をもつものであり、どのような影響をもたらしたであろうか。次の引用文は、一九一八年（大正七）六月二五日に北海道中央雑穀商同業組合が、北海道庁長官に提出した生産検査実施についての陳情書の全文であるが、まずこれによって彼ら商人は、生産検査に何を期待していたのかをみておこう。

「農産物の品位をして根本的に改良をなすには生産者に就き種子の改善虫害の駆除品質調整乾燥等耕作上幾多の指導奨励をなし不良にして生産検査に合格せざるものは販売を禁じ強制的に改善を促し更に移輸出検査をなし品位を統一せしめんには現今内地府県一般に行なわれつつある検査を以て最善の方法なりと信ず殊に本道に生産する雑穀澱粉は其過半は海外に輸出せられ去る大正六年度は四千八百有余万円に達し今後益々増加の趨勢にあり而して戦後世界の競争品と相並ひ販路を維持し進で発展をなすには品質優良にして価格の低廉を以て彼に対抗せざるべからず故に本道の如く生産上に改良の道を講ぜずして市場に現われたる後に手撰費等其商品に多額の経費を負担せしむる事なく生産者に於て自ら改善をなさば僅少の費用を以て容易に其目的を達し商人の手に移り手撰等多額の費用を要せず勢い生産者の売価向上するを以て其利益を増し一面商品の元価を低廉ならしむるを得る故海外に於て競争に耐る事を得べし依て現今商人の手に移り二重の検査をなし多額の経費と手数を要し改良の効果に乏しき素依検査（産地検査・引用者注）に代うるに生産検査を施行せられ度実は本年産検査施行方に付ては本組合に於て数回に亘り陳情したるのみならず本道及東北各商業会議所連合会本道農会並に朝野有識者を以て組織になる産業調査会等其他幾多の方面より其實行を要望せられある問題にして一日を遅延すれば夫丈本道産業の發展否国家の利益を空しくする次第と存し候間右御諒察の上大正八年度産よりは是非とも生産検査実施相成様御配慮を俟はし度此段組合会の決議により重て及陳情候也」

右によると、それは、天下国家をまで論じてはいるが、要するに、彼らの最大の関心事は輸出農産物の激増とともに著しく増大した、手撰費用等の調整費を、生産検査を実施することによって軽減し、産地検査の実施以来二重の負担となっている検査料を軽減すること、換言すれば、調整費用と検査費用を生産者に転化せしめることにあるのである。

しかし、生産検査が実施されたことによって彼ら商人が受けた影響は、彼らが期待していた通りのものであったことはいまでもないが、ただ、この点に関して、われわれの特に注意を要する点は、右にいう商人の中にはそれによって利害関係を必らずしも同じくしない多くの種類の商人が含まれており、それぞれによって、生産検査に対する関心や、これの実施によって受けた影響は必らずしも同じではなかったということである。

もっとも、すべての種類の商人について、いちいちその利害関係について述べるわけには行かないので、ここでは商人を大きく産地買集商人と移輸出商人に分けて、それぞれの生産検査に対する関心と、その実施によって受けた影響についてみることにするが、まず、生産検査について、もっとも早く大きな関心を示すにいたっていたのは、産地商人ではなく、移輸出商人であった。すなわち、次の引用文は、一九一七年（大正六）に北海道庁の橋本内務部長が農事試験場長会議において行なった訓示の一節であるが、これは、雑穀商同業組合からの強い要請に基づいて、一九一七年（大正六）から生産検査に代わるものとして、雑穀商同業組合に実施せしめた「産地検査」の実施の理由について次のように述べている。

「是れ一には小商人をして不正手段を施すべき余地なからしめ以て一般雑穀業者をして不測の損害を免れしめ特に大都市に於ける取引商の損失を防遏すると共に一面検査地が生産者に接近せるわけ夫れ丈け生産者をして検査より生ずる品位等級北海道における農産物公營検査実施の社会・経済的意義

の觀念を高め……」(8)

つまり、生産検査(産地検査)を実施しようとするまず第一の目的は、小商人(産地買集商人)の不正手段から大都市の商人(移輸出商人)を護ることであつたといふのである。

明治の末期にいたると移輸出商人と産地買集商人との間の取引においては、見本取引がかなりの程度に一般化されていたが、取引契約を結んで後に価格が昇騰した場合、産地商人は契約した商品の品質が不確定であつたといふ理由でしばしば契約を破棄したため、移輸出商人は予定していた商品が集まらず、外国商社との契約が果せないなど、大損害をこうむることがしばしばであつたので、生産検査の実施によつて産地商人の取扱う農産物の品質を客観的に確定し、産地商人の不正手段の根源を絶とうといふことであつたのである。換言すれば、生産検査の実施についてもっとも強い関心を示し、その実施をもっとも早くから要請していたのは、小樽などの移輸出商人であつたのである。

しかし、これにひきかえ、産地買集商人にとつては、ある時期、すなわち産地検査が実施される以前においては、生産検査の実施は、必らずしも歓迎すべきことではなかつた。通信施設が不備で、中央市場の市況をほとんど知ることのできなかつた当時において、産地商人達が、価格の変動による損失から自らを護る唯一の方法は、契約した商品の品質不確定を理由に取引の契約を破棄することであつたが、しかしこれは、さきにも述べたように、生産検査が実施され、品質が客観的に統一・確定されたことによつて、困難なことになつてしまつたし、また、かつて産地商人達が生産者との取引において暴利を得るためのもっとも重要な手段は、その巧妙な計量技術によつて量をごまかし、品質に因縁をつけて買いたたくことであつたのであるが、生産検査が実施されて等級付けされるにい

たつては、そうした旨味もまた失なわれてしまったのである。

なお、ここで、ちよつと付言しておきたいのは、北海道における農産物検査事業の発達の過程をみると、先ず移輸出検査の実施、次いで産地検査、そして生産検査の実施という三段階を経ているが、先ず第一段階の移輸出検査の実施にあつて積極的に働きかけたのは府県の大手商人であり、第二段階の産地検査の実施にあつて最も積極的であつたのは、先の移輸出検査には反対であつた小樽等の移輸出地商人であり、そして第三段階の生産検査の実施にあつては、さきに産地検査の実施には反対であつた産地の買集商人もまた、極めて積極的に働きかけていた、という点についてである。しかしてこのことば、如何に理解さるべきであらうか。

ところで以上は、道営検査によつて生産検査が実施される以前の生産検査に対する、産地商人、移輸出商人両者の利害關係であつたが、生産検査の実施は、それぞれに対してどのような影響をもたらしたであらうか。

まず第一に、産地買集商人にとっては、これは失地回復的な役割を果すものであつた。すなわち大正六年から施行されていた産地検査は、すでにのべたように自らの手で自らの首をしめるものであつたが、生産検査の実地によつて、依然として首をしめられてゐることに變りはないまでも、自ら検査を受けなくてもよくなったことによつて、自らの手で、自らの首をしめることからは解放されたのであつた。

次に、移輸出商人にとっては、これは、さらに積極的な意味をもつものであつた。これに先立つて彼らの手によつて実施していた産地検査によつて、産地商人の不正手段からはすでに解放されるにいたつていたため、その点からは、生産検査に対する関心はかなりうすれていたのであるが、生産検査の実施によつて、商品が彼らの手に渡る前に、より嚴重に調整されるにいたつた結果、彼らの負担となつていた手摺費などの調整費は著しく軽減されると

ころとなったのである。

ところで、生産検査は道営検査の実施によってはじめて施行されるようになったものであった。したがって、その限りにおいては、生産検査の実施と商人の關係についてみたことは道営検査と商人の關係をみたことにもなるのであるが、しかし、總べての關係をみたことにはもちろんならない。道営検査が実施されたことによって従来商人が自主的に行なっていた移輸出検査は道によって行なわれることになったのである。

したがって、道営検査の実施と商人との關係は、移輸出検査が道に移管されたことが、商人に対してどのような影響を与えたかについても明らかにされなければ、そのすべてをみたということにはならないであろう。しかしここでは、それに関する考察は、資料未整理のため省略し他日を期することとする。

ただ参考のため一言すると、移輸出検査を道営にすることには、商人側からかなりの反対はあったようである。⁽¹⁾

注(1) 『北海道農会報』第一七巻第五号二六頁。

(2) 右同二〇頁。

(3) 右同第一七巻第一二号一二頁。

(4) 『北海道農会史』第二巻五〇一頁。

(5) 十勝岡谷夏村の中川家の「収獲台帳」によると一九二〇年（壬辰）の大豆の秋相場は市広まで販出して、黒大豆四円

四〇銭、秋田大豆四円二〇銭、白大豆は四円である。

(6) 小野武夫前掲書五三三頁。

(7) 『北海道農会報』第一八巻第七号二二頁。

(8) 右同第一七巻第六号一七頁。

(9) 『北海道農会史』第二巻五〇四頁。

VI　むすび

さて、本稿の目的は一九一九年（大正八）から実施された北海道における農産物の公営検査は、社会・経済的に、如何なる意義をもつものであったかを明らかにすることであった。もちろんなお多くの問題を残すものではあるが、ここで、一応以上の考察結果を総括し、結びとしよう。

しかしまず、この検査が公営検査であったことから、この検査の国民経済的意義についていえば、それは、北海道産農産物ないし北海道農業をして、能う限り資本主義的市場関係に適応せしめるための基本的な条件を提供するものであった。

日本資本主義の明治末期から大正初期における発展、特に、第一次世界大戦中における発展は目覚ましいものがあり、その発展した資本主義的市場関係に農業を適応せしめるために多くの方策がとられたが、道営検査の実施・検査制度の確立ということは、それらの方策の重要な前提条件であったのである。

第一に資本主義的市場関係に農業を適応せしめるための基本的な条件の一つは農産物に、より大きな商品性を付与することであったが、道営検査の実施、検査制度の確立は農産物の「標準化」を実現する等々、道産農産物の商品性を著しく高めるところがあった。

第二に、日本資本主義は、農業をして基本的な生産関係としては封建的なものを維持しつつ、しかも流通面においては、能う限り資本主義的市場に適応せしめるような施策、すなわち農業倉庫業、販売組合事業を発達せしめ

る施策をとったが、これらの事業を發達せしめるために、道営検査の実施・検査制度の確立ということは、きわめて重要なことであつたのである。

つぎに、この検査が道営検査であつたことからまず、この検査の、北海道の農業ないし経済にとつての意義についていえば、最大のそれは、北海道の主要農産物であつた雑穀等畑作農産物に、広く商品性を付与し、近代的商品として脱皮せしめ、北海道農業發展の一つの重要な展開基盤となつたことである。わが国においては、雑穀類が全国的商品として登場するにいたつたのは、米穀のそれに比べると、全く短時日の間においてであつたが、それが一挙にして国際的商品として登場するにいたり、近代的商品として脱皮することを要求されるにいたつたのである。しかし、こうした短時日の間における脱皮は、畑作農民の自主においては、よくなし得るところではなく、公權力においてはじめてなし得るところであつたのである。

最後に、この検査が実施されたことによつて直接的影響を受けることとなつた、生産者・地主・商人にとつての意義についていえば、まず生産者にとつてのそれは、この検査の功罪はきわめて大きいものがあつたが、最も注目すべき点は、この検査は、従来は専ら地方市場にのみ注がれていた生産者の目を、中央市場に、はたまた、国際市場にまで注がしめる重要な契機となり、あるいはまた、資本主義的市场への商品供給者としての意識を著しく高めしめたことであり、

地主にとつてのそれは、畑地主と水田地主によつて、その持つ意義は異なり、畑地主にとつては、ほとんど直接的利害關係を伴なわなかつたのに対して、水田地主の場合には、府県の水田地主におけると同様、きわめて大きな利益をもたらすものであつた、ということであり、

最後に商人にとってのそれは、もっとも注目を要する点は、道産農産物、特に雑穀など畑作農産物の取引に關係していたすべての商人、すなわち産地の買集商人までが、この検査を契機として、資本主義的市場關係に適應すべく整備された商品を取扱わされるにいたり、そして自らもまた、資本主義的市場關係に適應すべく条件づけられて行ったことであろう。

(研究員)